

愛媛シルクシンボルマーク使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、愛媛シルクシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって愛媛シルクの認知度向上及び参画事業者の販路開拓に寄与することを目的とする。

(愛媛シルクの定義)

第2条 愛媛シルクとは、愛媛県内で行われる養蚕の過程で使用又は生産されるものであって、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）が認めたものをいう。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する著作権は、財団に属する。

(使用方法)

第4条 シンボルマークは、別紙「愛媛シルクシンボルマークデザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用は、無償とする。

(使用の申請)

第6条 シンボルマークを使用しようとする事業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「愛媛シルクシンボルマーク使用許諾申請書（様式1）」に必要書類を添えて財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その許諾を得るものとする。

2 理事長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の条件)

第7条 シンボルマークは、申請者が開発した愛媛シルクを使用した商品を販売又は販売促進のための広告物等を作成する場合に使用することができる。

(資格要件)

第8条 第6条第1項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1号第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取

引を行う者

(使用の許諾)

第9条 理事長は、第6条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を許諾するものとする。

- (1) シンボルマークのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) シンボルマークを使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (4) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
- (5) 「愛媛シルクシンボルマークデザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他シンボルマークの使用が適当でないとして理事長が特に認めるときは、シンボルマークの使用を許諾しないことがある。

3 理事長は、シンボルマークの使用を許諾するときは、「愛媛シルクシンボルマーク使用許諾通知書(様式2)」により、申請者に通知するものとする。

4 理事長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

5 理事長は、使用を許諾しないときは、「愛媛シルクシンボルマーク使用不許諾通知書(様式3)」により、申請者に通知するものとする。

第10条 前条の規定に基づくシンボルマークの使用の許諾又は不許諾は、当該許諾又は不許諾に係る役務又は商品の特性、品質等に関する財団の評価又は保証を伴わない。

(許諾の取消)

第11条 理事長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第3項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第8条の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第9条第4項の条件に違反したとき。
- (4) その他理事長が取り消すことが適当と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (4) 許諾にかかる商品又は広告物等の完成品は、速やかに理事長に提出すること。ただ

し、完成品の提出が困難と理事長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第 13 条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について財団が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第 14 条 理事長は、使用者に対し、シンボルマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第 15 条 理事長は、シンボルマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

愛媛シルクシンボルマークデザインマニュアル

1 デザインの使用方法

- (1) 愛媛シルクシンボルマークのデザインは別添のとおりとし、掲載しているデザインをそのまま使用すること。
- (2) カラー表示する場合は、別添に示した表示色を忠実に再現するよう心がけること。
- (3) 愛媛シルクシンボルマークの天地サイズは 15 mmを最小とすること。
- (4) 背景に写真やイラストを使用することは可能とする。
- (5) 愛媛シルクシンボルマークは、SNSで情報発信する際の「# (ハッシュタグ)」と組み合わせて使用することができるものとし、別添 (参考) の TYPE-1、TYPE-2、TYPE-3を参考に使用すること。

その際、「#愛媛シルク」の使用は必須とするが、その他は任意の文字を表示することが可能とする。

2 使用に当たっての留意事項

提供するデザインファイルをそのまま使用し、イメージの統一を図るため、次のような使用はしないこと。

- ①縦横比を変える、斜体で使用する。
- ②不明瞭、不透明な表示をする。
- ③シンボルマークの前面に文字やイラストを重ねて使用する。
- ④指定された表示色以外を使用する。